

議案第 1 1 0 号

四万十町町民会館条例の一部を改正する条例について

四万十町町民会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 1 2 月 9 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町町民会館条例の一部を改正する条例

四万十町町民会館条例（平成 18 年四万十町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

四万十町志和コミュニティセンター	四万十町志和 442 番地 1
------------------	-----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。